

## 川上住まいるネット（空き家バンク）登録物件の家財道具処分等補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、川上住まいるネット（空き家バンク）（以下「空き家バンク」という。）への登録と利活用を促進するため、空き家バンク登録物件において残存する家財道具の処分及び清掃を行った所有者及び当該空き家への入居者に対してこの要綱に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家 空き家バンクに登録済み若しくはこれから登録しようとしている物件
- （2）所有者 空き家の賃貸を行うことができる個人
- （3）入居者 空き家へ新たに居住しようとする個人
- （4）家財道具の処分 空き家内の使用されずに放置された状態の家具、家電製品、食器、仏壇及びその他の家財道具の処分
- （4）住宅の清掃 空き家内の清掃、敷地内の除草等、新たに居住する上で支障となるものの撤去及び清掃

### （補助対象者）

第3条 空き家バンク登録物件の家財道具処分等補助金（以下「補助金」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- （1）同一空き家において、過去に当該補助金を交付されたことがない者
- （2）村税等を滞納していない者

2 前項の対象者は、空き家所有者または入居者のいずれかとする。

### （補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費は、空き家の家財道具の処分及び清掃に要する費用とし、村内で事業を営む事業者及び事業所（以下「事業者等」

という。)へその業務を委託する場合又は、自らが処分した際の費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費に10分の10(千円未満の端数は、これを切り捨てる。)とする。ただし、100千円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に定める書類を添付して家財道具の処分等を行う前までに村長に提出しなければならない。

(1) 家財道具の処分に係る費用が確認できるもの

(2) 過去2年間分の納税証明書

(3) 家財道具の処分前の写真

(4) 空き家所有者承諾書(別紙様式)。ただし、補助金の申請者が入居者である場合に限る。

(5) その他村長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 村長は、申請書を受理したときは、補助の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(完了届)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、家財道具の処分及び清掃が完了したときは、完了届(様式第3号)に、次に定める書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 請求書の写し

(3) 家財道具等の処分後の写真

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の確定及び通知)

第9条 村長は、前条の報告を受けたときは、提出された書類を審査し、補助金の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を村長に提出し、村長は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 家財道具の処分を中止したとき
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき
- (3) 目的に反する行為があったとき
- (4) 3年以内に空き家バンクの登録を解約したとき
- (5) その他不正行為があったとき

(補助金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。